

学校における感染症と出席停止について

(1) 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりです。

第一種：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症及び二類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、
重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る)、
痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、
鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

第二種：飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、コロナ感染症

第三種：学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

(2) 出席停止と期間について

<出席停止期間の基準>

- ① 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- ② 第二種の感染症(結核を除く)にかかった者については、次の期間。ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません。

ア インフルエンザにあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

イ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

ウ 麻疹(はしか)にあつては、解熱した後3日を経過するまで

エ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

オ 風疹にあつては、発疹が消失するまで

カ 水痘(水ぼうそう)にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで

キ 咽頭結膜熱(プール熱)にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで

ク 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症後5日を経過し、かつ軽快後1日を経過するまで

- ③ 結核・髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。